



平成30年 6月 4日

担当課	空家対策課
担当者	山下
電話	435-1091
内線	2813

## 特定空家等に対する勧告の実施について

### ○勧告の実施

本市では、近隣住民等から老朽化して危険との情報が寄せられていた空き家で、再三の是正依頼にも応じない空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等の危険性があると判断した8件について、平成30年2月に「特定空家等」に認定し、状況の改善を求め指導を行いました。

そのうち1件は、補助制度を活用して解体に向けた準備を行っています。

**指導してもなお改善を行わない7件の特定空家等の所有者等に対しては、本日勧告書を送付し、さらに強く改善を促します。**

#### ◆固定資産税・都市計画税の特例除外

勧告を受けた「特定空家等」の敷地は、平成31年度から住宅用地特例の対象から除外されます。

### ○補助制度の活用

「特定空家等」の所有者が空き家を解体する場合に、補助金の申請をすることができます。

#### ◆補助金額 解体費用の2/3（上限60万円）

※うち、1/2は、国の「空き家対策総合支援事業」を活用した国庫補助金

### ○今後の「特定空家等」への措置

市民からの通報に加え、実態調査の結果、特定空家等に該当する可能性があると判定された空き家141件のうち当該8件を除いた133件についても、今年度中に調査を実施し、「特定空家等」の認定を進めていきます。



特定空家等のイメージ

### 特定空家等に対する措置の流れ

